

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》》》》》》》》》》 令和5年12月号 《《《《《《《《《《

★令和6年税制改正大綱★

12月14日、令和6年度税制改正大綱が公表され、令和6年3月の通常国会で可決され、施行される見込みです。また、令和6年1月1日から法人・個人の事業者電子取引データ保存が適用され、その対応が必要です。

今月は、令和6年度税制改正の概要について紹介します。

1. 個人所得税

個人所得税の主な改正事項は、次のとおりです。

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

- ①減税額・・・所得税 一人3万円 住民税一人1万円
- ②制度対象外・・・本人の合計所得金額が1,805万円超の者
- ③減税対象者・・・本人、同一生計配偶者（合計所得48万円以下）、扶養親族

(2) ストックオプション税制の要件緩和

①保管委託要件の緩和

権利行使で取得した株式を証券会社等で保管委託する要件が撤廃されます。

②年間の権利行使額の限度額の引上げ

- イ、設立5年未満の会社 2,400万円（現行1,200万円）
- ロ、設立5年超20年未満の会社 3,600万円（現行1,200万円）
（未上場会社、上場後5年以内の会社）

③高度人材がこの税制の適用を受けるための要件緩和

(3) 子育て支援に関する税制

①住宅ローン減税

夫または妻が40歳未満である者、19歳未満の扶養親族を有する者が、新築住宅等を借入金で取得した場合、通常の人の場合と比較し、一定額（500万円～1000万円）を上乗せした借入金限度額に0.7%を乗じた金額が所得税額から控除されます（次頁の図を参照）。

②子育て改修工事をした場合の所得税額の控除

子育て対応改修工事をした場合、250万円を限度に、その工事額の10%を所得税額から控除します。

（工事内容）事故防止、対面キッチン、防犯、収納、間取り変更工事等

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)

2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。

<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
控除率：0.7%					与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討	
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 <small>子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】</small>	4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 <small>子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】</small>	3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 <small>子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】</small>	3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間		13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡(新築の場合、 <u>2024(R6)年までに建築確認：40㎡</u> 【今回改正内容】(所得要件：1,000万円))				

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

(出典：国土交通省)

2. 資産課税

資産課税の主な改正事項は、次のとおりです。

(1) 住宅取得資金贈与の非課税措置の延長

- ①直系尊属からの住宅取得資金贈与の非課税措置が3年間延長されます。
- ②対象受贈者は、18歳以上で、合計所得金額が2,000万円以下の者です。

贈与税非課税限度額	質の高い住宅	一般住宅
	1,000万円	500万円

床面積要件	50㎡以上 ※合計所得金額が1,000万円以下の受贈者に限り、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用。
-------	---

質の高い住宅の要件

新築住宅	①断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上 ※令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上
既存住宅 ・増改築	①断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上

(2) 事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

- ①特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日までに延長されました。
- ②納税猶予の特例制度は、令和9年12月31日までで、変更はありません。

3. 法人課税

法人課税の主な改正事項は、次のとおりです。

(1) 賃上促進税制

①大企業・中堅企業の賃上促進税制

大企業の賃上促進税制の概要は、次のとおりです。

項目		改正前		改正後			
法人区分		大企業		大企業		中堅企業・新設	
適用要件		継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額 × 103%					
控除率	給与等の増加割合※1	3%以上	15%	10%	10%		
		4%以上	25%	15%	25%		
		5%以上		20%			
		7%以上		25%			
	上乗せ加算	教育訓練費の増加割合が20%以上	5%加算	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	5%加算	同左	5%加算
最大控除率	30%	35%	35%	35%			
控除限度額		適用年度の法人税額の20%を上限、繰越不可					
マルチステークホルダー方針の要件		資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上の法人(①)		①に加え、常時使用する従業員数が2,000人を超える法人を追加		①と同様	

②中小企業の賃上促進税制

- イ、適用要件・・・雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額 × 101.5%
- ロ、その他の概要は、次のとおりです。

項目	現行	改正
給与等の増加割合 1.5%以上	15%	
給与等の増加割合 2.5%以上	30%	
上乗せ加算：教育訓練費の増加(10%加算)	教育訓練費 10%増加	教育訓練費 5%かつ給与等の 0.05%以上増加
子育て・女性支援加算	なし	5%加算
最大控除額	40%	45%
控除限度額	法人税の20%を限度	
控除額の繰越	繰越不可	5年間繰越できる

(注) プラチナくるみん認定・・・優良な子育てサポート企業の認定

(注) プラチナえるぼし認定・・・優良な女性の活躍促進企業の認定

(注) 中堅企業・・・中小企業以外で、従業員数が2000人以下等の企業

(2) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

現行制度に対し、適用投資限度額（損金算入額）を 100 億円に増額し、据置期間を 10 年に延長し、適用期限を 3 年延長します。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

半導体、EV（電気自動車）、グリーンスチール（鉄鋼）、グリーンケミカル（基礎化学品）、持続可能な航空燃料を戦略分野と指定し、その国内生産を促進するため、法人税の税額控除を認める制度です。

(4) 暗号資産の評価

これまで、暗号資産の期末評価は時価法でしたが、法人が保有する暗号資産の内、譲渡制限等が付されている暗号資産の期末評価額は、原価法又は時価法のいずれかの方法を選択することができるようになります。

(5) 交際費の損金不算入額の改正

損金不算入の交際費の範囲から除外される飲食費の金額基準が、現行の「1 人当たり 5 千円以下」から、「1 人当たり 1 万円以下」に引き上げられます。

（注）この場合の飲食費は、社外の者との飲食に限定されます。

(6) 外形標準課税の対象拡大

資本金と資本準備金の合計金額が 15 億円を超え、令和 6 年 3 月末以後に減資して資本金が 1 億円未満となった企業は、外形標準課税の対象となります。

（注）親会社の資本金と資本準備金の合計金額が 50 億円超の場合、100%子会社で資本金と資本準備金の合計金額が 2 億円超の子会社は、外形標準課税の対象となります。

4, 消費税

消費税課税の主な改正は次のとおりです。

- ① 国外事業者のプラットフォームでの取引が、課税の対象となります。
- ② 高額特定資産の範囲に、合計額 200 万円以上の金・白金地金が加わります。
- ③ 自販機販売にかかる帳簿記載に関し、住所等の記載が不要となります(5年10月から)。

5, その他

法人が G ビズ ID との連携にとる e-Tax により申請・納付する場合には、識別番号や暗証符号の入力が不要となります。

★事務所から★

今年 1 年、経営情報あれこれを御購読いただき、心より感謝申し上げます。来年も引き続き、経営情報あれこれを配信させて頂きましますので、何卒宜しく願い申し上げます。皆様、良い年をお迎えください。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)